

広島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱

第1 目的

この制度は、次の1から6までに掲げる事業（以下「本事業」という。）を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は広島県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

広島県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱における、法第40条第2項第4号の規定に基づき学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金（以下「福祉系高校修学資金」という。）を貸し付け、その後、福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の第9に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金（以下「返還充当資金」という。）を貸し付ける事業

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は広島県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備金（以下単に「再就職準備金」という。）を貸し付ける事業

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下単に「就職支援金」という。）を貸し付ける事業

6 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は広島県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

第2 実施主体

本事業は広島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

第3 介護福祉士修学資金貸付事業

第1の1の「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、介護福祉士養成施設に在学する者とする。

ただし、3の（3）の国家試験受験対策費用及び3の（4）の生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次の（1）及び（2）に定める者に限る。

(1) 国家試験受験対策費用の貸付対象者

介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

(2) 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると広島県知事が認める世帯の世帯員である者

2 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

3 貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、次の(1)から(4)に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000 円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000 円以内

(3) 国家試験受験対策費用 在学期間の最終年次に限り、40,000 円以内

(4) 生活費加算 一月当たり、別表に定める額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額以内

第4 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

第1の2の「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」の貸付対象者、貸付額、貸付回数及び貸付方法は次のとおりとする。

1 貸付対象者は福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の第9に掲げる事項に該当する者（福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の第10により読み替えの適用となる者を含む。）とする。

2 貸付額は、福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の第3の3により貸し付けた福祉系高校修学資金と同額とする。

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

4 貸付方法は、貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、契約変更等を行い、第17で規定する会計処理により、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、県社協内の会計処理で完結することとする。

第5 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

第1の3の「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、広島県内の福祉・介護施設及び事業所に従事中（見込み含む。）のもので、実務者研修施設に在学する者とする。ただし、当該研修施設を卒業後、1年以内の介護福祉士の国家試験受験日のある年度末までの間に介護等の業務に従事する期間が3年に達している者（見込み者含む）に限る。

2 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

3 貸付額は、200,000 円以内とする。

第6 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

第1の4の「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、次の(1)から(4)までの基準の全てを満たす者とする。

(1) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

① 介護福祉士

- ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者
(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの(改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。)を含む。)

(2) (1)に掲げる者として、次のア又はイに該当する事業所若しくは施設において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)としての実務経験を1年以上(雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上)有する者

ア	居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設
イ	第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所

(3) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者

(4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、広島県社会福祉人材育成センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、県社協が別に定める再就職準備金利用計画書を提出した者

2 貸付額は、400,000円と貸付対象者が県社協に提出した再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第7 障害福祉分野就職支援金貸付事業

第1の5の「障害福祉分野就職支援金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

1 貸付対象者は、次の(1)から(3)までの基準のすべてを満たす者とする。

(1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した者。

- ① 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修
- ② 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示538号)第1条(以下「同条」という。)第3項に規定する居宅介護職員初任者研修
- ③ 同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修
- ④ 同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること。)
- ⑤ 同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修(一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること。)
- ⑥ 同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修
- ⑦ 「地域生活支援事業等の実施について(平成28年8月3日障発第0801002号)」別記2-10「強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)」に基づく強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)

なお、第6に掲げる「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」又は「介護分野就職支

「援金貸付事業」の貸し付けを受けたことがある者を除く。

- (2) 次のア又はイに該当する事業所若しくは施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者。

ア	障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項、第 18 項、第 77 条及び第 78 条、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 6 条 2 の 2 第 1 項、第 7 項及び第 7 条第 2 項、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）（以下、「身体障害者福祉法」という。）第 4 条の 2 に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設
イ	障害者総合支援法第 5 条第 27 項、第 28 項及び第 77 条の 2 及び身体障害者福祉法第 5 条に規定する事業所若しくは施設

- (3) 県社協が定める様式による障害福祉分野就職支援金利用計画書（以下単に「就職支援金利用計画書」という。）を提出した者。

- 貸付額は、200,000 円と貸付対象者が県社協に提出した就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

第 8 社会福祉士修学資金貸付事業

第 1 の 6 の「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 貸付対象者は、社会福祉士養成施設に在学する者とする。
ただし、3 の（3）の生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると広島県知事が認める世帯の世帯員である者に限る。
- 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、次の（1）から（3）に定める額を、加算することができるものとする。
 - 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - 就職準備金 最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、200,000 円以内
 - 生活費加算 一月当たり、別表に定める額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額以内

第 9 貸付方法及び利子

- 本事業による貸付けは、県社協の会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により行うものとする。
なお、第 1 の 2 の事業の貸付方法は第 4 の規定によるものとする。
- 利子は、無利子とする。

第 10 保証人

- 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないものとする。

2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第11 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする（第1の1又は6の事業に限る。）。

第12 返還の債務の当然免除

会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

また、県社協は、本事業による貸付を受けた者が、1の（1）（6において準用する場合を含む。）、2の（1）及び3の（1）の要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行い、地域の福祉・介護人材として定着するよう努めることとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、会長が定める時期に就業状況報告書等の現況届の提出を求め、貸し付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するよう努めることとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の（1）又は（2）のいずれかに該当するに至ったとき。

（1）次のアからウの基準にすべて該当するとき

ア	介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行うこと
イ	広島県内[※注1]において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事していること ※注1 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。
ウ	介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年[※注2]の間（以下「返還免除対象期間」という。）、引き続き、これらの業務に従事したとき[※注3] ※注2 過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年。 ※注3 ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、広島県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。 また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

（2）返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため

め返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業

- (1) 広島県内において、返還免除対象業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲（福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の第7に掲げる範囲）を除いた業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事し、3年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

- (2) 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、広島県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は1の(1)のウの注3と同様とする。

- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 第6の1の(3)の介護職員等として就労した日から、広島県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は1の(1)のウの注3と同様とする。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

5 障害福祉分野就職支援金貸付事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至ったとき。

- (1) 第7の1の(2)の障害福祉職員として就労した日から、広島県内において、2年の間、引き続き、障害福祉職員の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障害福祉職員の業務に従事できなかった場合の取扱は1と同様とする。

- (2) 障害福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

6 社会福祉士修学資金貸付事業

1を準用する。

第13 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を一括又は月賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は広島県内において第10の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 3 広島県内において第12の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 5 その他本会が求める報告・届出等に応じない等、借受人等債務関係者としての責務を遵守しないとき。

第14 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

2 裁量猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 広島県内において第12の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

第15 返還の債務の裁量免除

会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- 1 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- 2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- 3 広島県内において本事業による貸付けを受けた期間（返還充当資金については、福祉系高校修学資金の貸付けを受けた期間と同じとし、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金及び障害福祉分野就職支援金については180日）以上、第12の返還免除対象業務、充当資金返還免除対象業務、介護職員等の業務又は障害福祉職員の業務に従事したとき

返還の債務の額の全部又は一部

第16 延滞利子

会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

第17 会計経理

1 本事業の実施に当たっては、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省第79号）に基づき、サービス区分において明確に区分することとする。

特に、広島県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱に基づく福祉系高校修学資金と本要綱に基づく返還充当資金については、一体的に実施するものであるがサービス区分は同一にせず、サービス区分を分け、適切に管理することとする。

また、返還充当資金の会計処理については、第4の4に規定するとおり、福祉系高校修学資金として貸し付けた金額と同額を返還充当資金のサービス区分から、福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ振り替えによる処理を行うこととする。

2 本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の修学資金等の貸付けを受けた者からの返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。

3 この事業を廃止した場合において、残額または廃止した年度以降の修学資金等の貸付けを受けた者からの返還金については、広島県の定めるところにより県に返還するものとする。

第18 その他必要となる事項

本事業の円滑な実施に当たり必要となるその他の事項については、会長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年度の介護福祉士養成施設等の入学生に係る平成21年度分の修学資金から適用する。

附 則

平成25年2月21日一部改正 同3月1日から施行する。

附 則

平成25年7月16日一部改正 同7月19日から施行する。

附 則

平成25年12月26日一部改正 同12月26日から施行する。

附 則

平成26年3月31日一部改正 同4月1日から施行する。

附 則

平成27年7月28日一部改正 同7月28日から施行する。

附 則

平成28年7月19日改正 同4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に、改正前の要綱に基づいて実施した貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

平成28年11月11日一部改正 同11月11日から施行する。

附 則

平成29年4月7日一部改正 同4月7日から施行する。

附 則

平成29年9月20日一部改正 同9月20日から施行する。

附 則

平成30年2月9日一部改正 同2月9日から施行する。

附 則

令和2年4月1日一部改正 同4月1日から施行する。

附 則

令和2年6月15日一部改正 同6月15日から施行する。

附 則

令和3年10月1日一部改正施行 同4月1日から適用する。但し、従前の要綱に基づき実施した貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

令和5年5月16日一部改正 同4月1日から施行する。

(別表) (第3の3(4)、第8の3(3) 関係)

(単位:円)

年齢	級 地 区 分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60~69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる。